

令和2年 第4回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和2年4月28日（火）午前10時00分から午前11時15分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館 講堂
- 3 出席委員
岩原教育長、榎本教育長職務代理者、菅原委員、金井委員、吉田委員
出席事務局
廣田管理課長、山口管理課長補佐・辻川指導室長・藤森社会教育課長・
川井田社会教育課長補佐・山本給食センター所長
- 4 会議録署名委員：金井委員
前回署名：菅原委員
- 5 傍聴人 なし

議事日程

令和 2年 4月 28日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	報告第 3号	専決処分事項の報告について (弟子屈町学校給食関係事業費交付金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について／3月31日付)
5	報告第 4号	専決処分事項の報告について (非常勤特別職の委嘱について／4月1日付)
6	報告第 5号	専決処分事項の報告について (弟子屈町教育支援活動運営委員会委員の委嘱及び任命について／4月1日付)
7	議案第 24号	弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
8	議案第 25号	地域活動寺子屋交付金交付要綱の制定について
9	議案第 26号	教育財産の所管換について
10	議案第 27号	非常勤特別職の委嘱について
11	議案第 28号	令和2年度弟子屈町奨学生決定について

会議内容

【開 会】

廣田課長 : ただ今より、令和2年第4回定例教育委員会を、開会いたします。開会にあたり、岩原教育長より、ごあいさつ申し上げます。

岩原教育長 : おはようございます。本日は、お忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。

それでは、只今から、令和2年第4回定例教育委員会を、開会いたします。

岩原教育長 : 日程1、会議録署名委員の指名につきましては、金井委員に、お願いしたいと思います。

前回の第3回定例委員会での、会議録の承認につきましては、菅原委員に、お願いをしておりますが、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、そのように、取り計らいたいと思います。

岩原教育長 : 日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと、致したいと思いますが、これに、ご異議ございませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りと、致します。

岩原教育長 : 日程3、教育長行政報告につきましては、私の方から、説明いたしますので、お手元の資料を、見て頂きたいと思います。

【行政報告件名】

3月31日 退職辞令交付

4月1日 町職員・教委職員・教職員辞令交付

4月2日 教育委員コラム第26号発行

教育長日記No.4 発行

4月3日 弟子屈町子どもサポート隊研修会

新採用等教職員辞令交付

4月4日 佐藤北海道教育委員会教育長死去

4月7日 小中学校入学式・始業式

第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

政府による緊急事態宣言

4月9日 いきがい講座弟子屈学級開講式(2回に分けて実施)

第1回連携校長会議

4月10日 いきがい講座川湯学級開講式

屈斜路コタンアイヌ民俗資料館開館

4月12日 北海道・札幌市による緊急共同宣言

4月13日 第1回連携教頭会議

- 4月13日 釧路管内市町村教育長会議
釧路管内町村教委連教育長部会総会・第1回部会議
- 4月14日 弟子屈アイヌ協会定期総会
- 4月15日 てしかがの蔵所蔵品確認
- 4月16日 新型コロナウイルス感染症、特別措置法に基づく緊急事態宣言を全都道府県に
拡大。特定警戒都道府県に13都道府県が指定
- 4月17日 北海道教育委員会と市町村教育長によるテレビ会議
臨時校長会議
- 4月18日 社会教育施設の休館（5月6日まで）
- 4月20日 小中学校臨時休校（5月6日まで）
弟子屈町奨学審議会
- 4月24日 「食べて応援 弟子屈エール弁当」開始
寄附受納
- 4月27日 小中学校の分散登校
- 4月28日 小中学校の分散登校

【質疑応答】

岩原教育長：以上、行政報告とさせていただきます。何かご質問ありますか？

岩原教育長：休憩します。

岩原教育長：再開します。

ほかになければ、次へ進めさせていただきます。

岩原教育長：日程4、報告第3号「専決処分の報告について」を、議題と致します。

本件につきましては、3月31日付けの「弟子屈町学校給食関係事業費交付金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」であります。事務局より、説明をお願いします。

山本所長：ただいま、上程のありました報告第3号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

先ず、前段で当該提案理由の概要を申し上げさせていただきますが、ご承知のとおり世界的に猛威を振るっております「新型コロナウイルス感染症」の拡大防止に向けた取り組みの一環で、前年度の2月27日から3月24日まで本町の小中学校が臨時休校となり、これに伴い学校給食の提供も急遽停止するという措置を講じたところであります。

この一連の対応のため令和元年度の給食会計(私会計)に欠損が生じることとなったことから、これを補うため、町から特別に交付金を交付すべく、当該要綱の一部を改正し対応させていただいたものであります。

本来であれば、3月の定例会に議案として上程すべき案件でありましたが、いとまがなかったことから専決処分として報告するものであります。

それでは、議案書の、報告第3号のページをお開き願います。

報告第3号、専決処分事項の報告について

下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので報告し、教育委員会の承認を求める。令和2年4月28日提出。弟子屈町教育委員会教育長 岩原勝行
1 弟子屈町学校給食関係事業費交付金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について

次のページの専決処分書につきましては、記載のとおりであります。

次の1ページの新旧対照表をお開き願います。

併せまして、資料の1ページには、規則の全文を掲載しておりますので参照願います。

この度の改正は、第2条の「交付金の対象」に「(3) その他教育長が認める給食関係事業」を追加したものです。さて、前段で本件提案理由の概要を申し上げましたが、もう少し付け加えてご説明をさせていただきます。先ほども申し上げたとおり「新型コロナウイルス感染症」の拡大防止に向けた取り組みの一環で、前年度の2月27日から3月24日まで臨時休校となったことに伴い、学校給食の提供も急遽停止する措置を取ったところであります。

その後(3月下旬)、国及び北海道より「この間の学校給食費については、保護者の負担軽減を図ることを目的に徴収しないよう要請」があり、これに従い、既に徴収していた2月分の給食費から当該分を還付するとともに、3月分の給食費については、既に業者に発注していた給食食材をキャンセルするなどの対応を行い、臨時休校の期間中は給食費を徴収しないという措置を取りました。

しかし、キャンセルできなかった食材の費用支払や、国及び北海道からの追加要請により学校給食関係事業者に対する配慮を目的に「キャンセルできた食材であっても、パンや麺類などについては、加工業者へ違約金名目で手数料や輸送料等相当分の支払いをすべき」とされ、想定していなかったこの分の支払いも生じたことから、給食会計(私会計)の予算が不足するという事態になったものであります。

これを解消すべく、理事者等(町長・副町長・教育長・財政担当課等)とも協議し、結果、「町から予算の不足相当分を特別に交付金として交付し対応する」という方針が決定されたことから、急遽、当該要綱の第2条に「(3) その他教育長が認める給食関係事業」を加える改正を行ったものであります。

なお、本件については、令和元年度中の予算対応であったことから、附則として、改正する要綱の施行日を、令和2年3月31日からとしておりますので申し添えさせていただきます。

以上簡単ではありますが、報告第3号の説明とさせていただきますので、ご承認くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしく願いします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、報告第3号「専決処分の報告について／弟子屈町学校給食関係事業費交付金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程5、報告第4号「専決処分の報告について」を、議題と致します。

本件につきましては、4月1日付けの「非常勤特別職の委嘱について」であります。

なお、本件は、「教育委員会に関連する附属機関の構成員の人事に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。

また、今現在、傍聴の方はいませんが、審議中に傍聴希望者が、来ましても、退席して頂くことに、したいと思いますが、いかがでしょうか？

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を、解きます。

それでは、報告第4号「専決処分の報告について／非常勤特別職の委嘱について」を、承認致します。

岩原教育長：日程6、報告第5号「専決処分の報告について」を、議題と致します。

本件につきましては、4月1日付けの、「弟子屈町教育支援活動運営委員会委員の委嘱及び任命について」であります。

なお、本件も、「教育委員会に関連する附属機関の構成員の人事に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。

また、今現在、傍聴の方はいませんが、審議中に傍聴希望者が、来ましても、退席して頂くことに、したいと思いますが、いかがでしょうか？

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を、解きます。

それでは、報告第5号「専決処分の報告について／弟子屈町教育支援活動運営委員会委員の委嘱及び任命について」を、承認致します。

岩原教育長：日程7、議案第24号「弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明をお願いします。

山口補佐：ただいま、上程のありました議案第24号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

今回の改正は、学校における働き方改革の推進に対応するものであります。

それでは、議案書の、議案第24号のページをお開き願います。

議案第24号、弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定するものとする。令和2年4月28日提出、弟子屈町教育委員会教育長 岩原勝行

はじめに、参考資料の 8 ページをお開き願います。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正により、中段に書かれている「1 の 1 年単位の変形労働時間制」が適用され、また後段の「2 の業務量の適切な管理等に関する指針の策定」が定められました。今回の学校管理規則の改正は、一番下の施行期日に書かれている 2 番の方であります。具体的には、次の 9 ページの 6 行目の四角に書かれているように、教師の勤務時間の長時間化が課題となっていることから、次の左側に書かれているように、残業時間の上限ガイドラインである、月 45 時間、年間 360 時間を、指針に格上げして、在校等の時間の縮減の実効性を強化するものであります。また、右側の「休日のまとめ取りの推進」として、変形労働時間制が、法改正により可能となりました。

次の 10 ページをお開き願います。

超過勤務時間の上限に関する規定で、民間企業等は労働基準法で、国家公務員は人事院規則で、教員等の地方公務員はそれぞれ規定することとなっており、町立学校職員について、今回規則改正をするものであります。超過勤務時間について、月 45 時間、年間 360 時間を上限とし、※1 にあるように臨時的な特別な事業がある場合は、年 720 時間、月 100 時間、複数月の場合は、平均 80 時間を限度として設定するようになっております。

次の 11 ページは、「休日のまとめ取り」に関するもので、右側の棒グラフに書かれているように、比較的勤務時間が少なくなる 8 月や 12 月に、普段、中々取れない休日をまとめ取りするなど、1 年単位での変形労働時間制の導入を可能にするもので、こちらに関しましては、来年 4 月 1 日からの施行でありますので、今回の改正には含めておりません。

次の 12 ページから 18 ページまでは、現行の規則の全文であります。

それでは、議案書の 1 ページをお開き願います。

新たに、第 11 条の 2 として、「業務量の適切な管理等」の 1 条を加えるものであります。条文につきましては、北海道教育委員会から示されたものを参考として、作成しております。

委員会は、これは教育委員会のことでありますが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 2 条に規定する教育職員、カッコ内は割愛させていただきます。教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、学校の教育職員が行う時間、から所定の勤務時間、1 行飛ばして、を除いた時間、つまり残業時間を、次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

1 か月について 45 時間、1 年について 360 時間。

第 2 項で、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

1 か月について 100 時間未満、1 年について 360 時間、複数月の場合は平均 80 時間とし、45 時間を超える月数は、6 か月までとしております。

第3項は、記載のとおりであります。

次の2ページをお開き願います。

この規則の改正は、本日議決されましたら、4月1日に遡って適用と致します。次の経過措置は、複数月の平均を考えるとときには、4月以降の期間に限り、3月以前の分は、平均に含めないというものであります。

以上、議案第24号の説明とさせていただきますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願い致します。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第24号「弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程8、議案第25号「地域活動寺子屋交付金交付要綱の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明願います。

川井田補佐：ただいま、上程のありました議案第5号について、提案理由をご説明させていただきます。

「地域活動寺子屋交付金」につきましては、令和元年度末をもって廃止とした公民館分館の活動費を交付してきた各地域に対し、引き続き自治会活動の中で公民館的活動事業を行うことを奨励するための交付金を令和2年度より交付することしましたので、新たな交付金の交付要綱を制定し、提案させていただくものであります。

それでは、議案書の、議案第25号のページをお開き願います。

議案第25号 地域活動寺子屋交付金交付要綱の制定について

地域活動寺子屋交付金交付要綱を、別紙のとおり制定するものとする。

令和2年4月28日提出、弟子屈町教育委員会教育長 岩原勝行

次の1ページをお開き願います。第1条に、この要綱の（目的）を定め、第2条以降は交付金の手続や取扱等について基本的な項目を定めております。

次の2ページをお開き願います。別表1により交付金の額を定めており、地区の世帯数により交付金の額を算定するものとしていますが、これまでの分館活動費の取扱と基本的には同様の算定額となります。

次の3ページの別表2は、交付対象とする自治会等名を定めており、これまでに分館活動費を交付している自治会等と同様になります。

次に4ページ及び5ページは、交付金の交付申請書及び決定通知書の様式を定めるものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第25号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしく

お願いします。

榎本委員 : これは、具体的にはどのような活動が対象となるのでしょうか？

藤森課長 : 具体的には、例えば川湯地区ですと、子どもたちを対象にしたカルタ大会や、そのほか、視察に関する経費や公民館的な学習活動に充てて頂くこととなります。

岩原教育長 : そのほか、ありませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、議案第25号「地域活動寺子屋交付金交付要綱の制定について」を、承認致します。

岩原教育長 : 日程9、議案第26号「教育財産の所管換について」を、議題と致します。
事務局より、説明願います。

川井田補佐 : ただいま、上程のありました議案第26号 教育財産の所管換につきまして提案理由を説明させていただきます。

本件につきましては、社会教育課が所管する「郷土資料収蔵庫てしかがの蔵事務所」の所在地につきまして、その土地面積が大きいことから、施設周辺の空き地部分が教育財産以外の用途に利用されている現況を鑑み、蔵事務所施設の管理用地として最低限必要な区画以外の土地面積について、教育財産としての用途を廃止し、町の普通財産として適切な管理を行うために所管換をするものであります。

それでは議案書の、議案第26号のページをお開き願います。

議案第26号 教育財産の所管換について

教育財産を次のとおり所管換するものとする。

令和2年4月28日提出、弟子屈町教育委員会教育長 岩原勝行

1. 所管換する財産

(1) 土地 地番 弟子屈町中央1丁目13番1の一部

地目 宅地(郷土資料収蔵庫てしかがの蔵事務所敷)

地積 6,089.40㎡

評価額 53,166,551円

2. 所管換事由 土地の一部が公共的な駐車場として利用されているため。また、土地の一部が地熱資源調査井戸の掘削地となっているため

3. 所管換後 普通財産(弟子屈町)

参考資料の19ページに、所在地の航空写真図と施設の平面図を記載しておりますので、ご参照願います。

上段の写真図ですが、赤線で囲っている部分が一筆の土地となっており、土地全体が蔵事務所敷の教育財産として登録されております。写真にも写っておりますが、建物周辺の空き地が町職員や郵便局員等に駐車場として利用されており、また、写真には写っておりませんが、土地の中心部には現在、地熱資源調査の井戸が掘削されております。

下段の図が蔵事務所の平面図であります。赤線で囲っている部分が建物一階部分の底地部分で、青線で囲っている部分が建物周囲3メートル部分を蔵事務所の管理用地として示したております。ただし、図の右側側面はコラーレ側の町道と接する部分で建物から3メートル未満となっており、実測により幅面積を計算しております。

土地面積6828.59㎡の内、建物底地の面積部分425.25㎡と管理用地部分313.94㎡を足した739.19㎡を教育財産として残し、残りの6,089.40㎡全てを今回、普通財産に所管換えするものであります。

なお、本土地につきましてはコラーレ側の土地も含めて、中心市街地再構築全体構想による施設整備が予定されており、まだ具体的な計画にはなっていませんが、老朽化の著しい蔵事務所については将来的には移転する可能性が高いものとなっております。

また、既に行っている取組としては、蔵の収蔵資料の有効活用を図るため、文化センターの更科源蔵文学館スペースに移設しての資料展示を行っていく予定であり、既に一部資料や展示ケースは移動済みです。今年度は移設展示の為の工事予算も措置しており、来月以降、郷土研究会と連携しながら、順次、一部資料の移動作業を行ってまいります。全ての資料を文化センターに移動することは難しいことから、蔵事務所については当面の間は引き続き郷土資料の保管庫として管理することと致します。

以上、議案第26号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願い致します。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第26号「教育財産の所管換について」を、承認致します。

岩原教育長：日程10、議案第27号「非常勤特別職の委嘱について」を、議題と致します。

なお、本件は、「教育委員会に関連する附属機関の構成員の人事に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。

また、今現在、傍聴の方はいませんが、審議中に傍聴希望者が、来ましても、退席して頂くことに、したいと思っておりますが、いかがでしょうか？

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を、解きます。

それでは、議案第27号「非常勤特別職の委嘱について」を、承認致します。

岩原教育長：日程11、議案第28号「令和2年度弟子屈町奨学生の決定について」を、議

題と致します。

本件につきましては、「個人の権利を侵害するおそれのあること。」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。

また、今現在、傍聴の方はいませんが、審議中に傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことに、したいと思いますが、いかがでしょうか？

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を、解きます。

それでは、議案第28号「令和2年度弟子屈町奨学生決定について」を、承認致します。

岩原教育長：これで、本日予定していた議案等は、全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などが、ありましたら、お願いします。
休憩します。

岩原教育長：それでは、再開します。

次回の日程について、確認致します。来月の第5回定例教育委員会の開催日程につきましては、前回の教育委員会で、5月26日ということで、了承を頂いております。よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：5月26日でお願いします。

6月につきましては、予定では移動教育委員会となり、川湯中学校での開催となります。6月24日を予定しておりますが、コロナウイルスの進行度や学校がその時点で平常通りできるか、その辺りを含めて、来月の教育委員会までに見極めていきたいと思っております。日程は、6月24日で決定しておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、6月は24日で日にちを決定しておきます。

金井委員：5月の会議の場所も、講堂でしょうか？

岩原教育長：その予定です。

それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和2年第4回 定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委員 金井 秀明